

令和5年 第3回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和5年2月14日（火）  
開会 午前9時30分 閉会 午後0時00分
- 2 場 所 大宮保健センター 機能訓練室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀  
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝  
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純  
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
  - (1) 議案第4号 令和5年度教育委員会関係予算について
  - (2) 議案第5号 令和5年度「学校教育指導の重点」について
  - (3) 議案第6号 令和5年度「社会教育推進の重点」について
  - (4) 議案第7号 京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例等の一部改正について
  - (5) 議案第8号 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - (6) 議案第9号 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - (7) 議案第10号 第2次京丹後市スポーツ推進計画の中間見直しに係る諮問について
  - (8) 報告第4号 京丹後市とKYOTO TANGO QUEENSとのスポーツを通じたまちづくりに関する連携協定締結について

【追加議案 議案第11号、報告第5号】

  - (9) 議案第11号 京丹後市教育委員会事務局職員の人事異動について
  - (10) 報告第5号 個人情報存否を明らかにしない決定に係る審査請求について
- 7 そ の 他
- 8 会 議 録 別添のとおり（全45頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和5年3月31日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 安達 京子

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀

教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝

子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

ただいまから「令和5年 第3回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

皆さん、おはようございます。臨時会への御出席ありがとうございます。

先週の火曜日は、少し急な御案内での総合教育会議となり、御都合のつかない委員の方がおられるなど、御迷惑をおかけしましたが、参加いただいた委員の皆さんの積極的で前向きな御質問や御意見等を多数いただき、大変充実した会議となりました。

さて、新型コロナウイルスをめぐる状況ですが、2月10日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部の会議において、マスク着用の考え方の見直し等についての決定がなされ、4月1日以降の新学期からは、マスク着用を求めないことを基本とすることが示されました。ただ本年度の卒業式におけるマスク着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とすることも併せて示されました。

本市でも、国の方針等を踏まえ、昨日本市の対応について、学校等に通知をしたところですが、いたしまして3月31日までの年度内における卒業式以外の教育活動においては、従来どおりの対応で進めることとなりますので、教育委員の皆様も御承知おきいただきますようお願いいたします。

本日は、「令和5年度教育委員会関係予算について」ほか、追加議案も含め7議案の審議と報告2件を予定していますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

安達委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

初めに、議案第4号「令和5年度教育委員会関係予算について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第4号「令和5年度教育委員会関係予算について」3月市議会提出予定の予算案の概要を説明させていただきます。

予算編成に当たりましては、京丹後市教育振興計画、京丹後市教育大綱の内容や進捗状況等踏まえながら、心豊かにたくましく幸福な未来を切り拓く力を育む教育、ふるさとへの愛着と誇りを持ち新しい価値を創りだす力を育む教育を推進するため、令和5年度において必要とする施策がしっかり実行できるための予算案を策定したところです。

主なものといたしましては、グローバル人材育成事業、Sea Laboですとか、英語力向上アプリの拡充、教職員の働き方改革や不登校児童生徒への対応などの教育課題への丁寧な対応、教育環境の充実、改善ということで、網野学校給食センターの整備や中学校体育館の照明のLED化など、また子育て環境の充実ということでヤングケアラーへの対応や第3子の保育所・こども園の保育料の無償化の拡大、また文化芸術振興計画や文化財保存活用地域計画への対応といった中身もございます。

2枚めくっていただきまして、教育委員会関係予算額の合計約35億6,700万円が教育委員会関係の予算額の案となっています。前年度から約9億4,400万円、36パーセントの増額となっております。主な増額の要因といたしましては、網野学校給食センターの整備工事や、体育館照明のLED化工事など、建設工事費が大きく増額したことなどによるものです。

主な事業の概要については、議会に提出予定の次ページからの事業説明資料に基づき、各課長から説明をさせていただきます。内容がたくさんありますので、主なもののみ説明させていただきます。予算額等の読み上げはしませんので、御了承いただきますようお願いいたします。

<蒲田子ども未来課長>

それでは、民生費の児童福祉費、まずは児童福祉総務費から説明をさせていただきます。

す。1ページの家庭こども相談室事業です。来年度は従来の支援に加えまして、ヤングケアラーへの支援としてコーディネーターを配置し実態調査を行うとともに、対象者の掘り起こしや相談対応を行う予定としています。

2ページにつきましては昨年までと同様の内容を計上しています。

続きまして3ページ児童福祉総務一般経費につきましては、これまでの事業に加え、来年度は当課職員が育児休暇を取得されますので、その代替職員の経費を計上しているものです。

続きまして4ページから子育て支援費になります。4ページのファミリーサポートセンター事業と、5ページの放課後児童健全育成事業につきましては、大きく変わることなくこれまで同様に予算を計上しています。

続きまして6ページ、子育て支援センター事業です。今年度設計が完了しました網野地域子育て支援センターの浄化槽撤去及び下水道接続工事関連を計上していただき、増額となっています。

7ページの保育支援事業、8ページの子育て環境整備事業につきましては、前年度と同様に予算を計上しています。

続きまして9ページ、ここからが保育事業費になります。保育所管理運営事業につきましては、これまでと同様に予算を計上しています。

続きまして10ページ、保育業務委託事業につきましては、令和5年度からあみの夢保育園が認定こども園へ移行となるためその分が減額となっています。内容については大きな変化はありません。

11ページ、保育所保育事業等補助金です。令和5年度から障害児保育にかかる補助金額を増額していますので、その分が変わってきています。

12ページ、保育所施設管理事業につきましては、令和5年度に島津保育所とたちばな保育所の遊戯室のエアコン取付工事にかかる設計費用を計上しています。ほかは大きな変化はありません。

13ページ認定こども園教育利用管理運営事業と、14ページ認定こども園保育利用管理運営事業につきましては、あみの夢保育園が認定こども園に移行するため、施設給付費が増額となっています。

続きまして15ページ、認定こども園施設管理事業です。令和5年度は大宮こども園のバルク貯槽の更新を予定しているため増額となっています。ほかは例年どおりの内容となっています。

#### <安達生涯学習課長>

16ページ、アグリセンター管理運営事業です。特に内容の変更はなく、昨年度と同様の管理ということで進めています。

17ページ、都市公園等維持整備事業につきましては、増額があります。主には、峰山途中ヶ丘公園で整備中でありました東側の駐車場ですが、大型バスが入れるような設計の変更が必要な状況がありまして、まずは来年度設計を行うということで進めます。そして峰山総合公園、こちらはテニスコートと球場がありますが、トイレの水洗化ということで工事に入ることになっていきますので、そういったことを計上しています。

〈溝口教育総務課長〉

続きまして18ページ、教育費、教育委員会一般経費です。こちらは前年並みの予算計上となっています。

〈川村学校教育課長〉

続きまして19ページをご覧ください。指導主事設置事業です。こちらは例年と大きな変更はございません。

20ページ、学校医委嘱事業です。こちらも例年と同様です。

21ページ、学務経費ですが、こちらも例年と同様の予算計上となっています。

22ページ、学校安全対策事業につきましても例年と同様となっています。

23ページ、就学支援・教育相談事業ですが、こちらも例年と同様の計上となっています。

続きまして24ページ、教育支援センター管理運営事業です。こちらは事業概要のところにありますように、指導員の人数が6人となっています。今年度まで5人の体制で組んでいましたが、1名増員で要求をしています。不登校児童生徒が増加する中で、学校での別室登校ですとか、自宅へ出向いて訪問支援をするようなことを考えている状況です。

〈安達生涯学習課長〉

25ページの地域学校協働本部事業です。少し増額をしていますのは、学校と地域のボランティアさんを調整していただくコーディネーターさんの勤務時間が若干足りない部分もあり、時間数を増やしているため増額となっています。

〈川村学校教育課長〉

続きまして26ページ、学習支援体制整備事業ですが、例年と同様の計上となっています。

〈溝口教育総務課長〉

27ページ、学校跡施設管理事業です。こちらにつきましても例年どおりとなっています。

28ページ、学校教育施設整備基金です。こちらについては旧橋小学校の体育館の貸付が増えたために、昨年度と比べ増額の金額を積み立てています。

〈川村学校教育課長〉

続きまして29ページ、保幼小中一貫教育推進事業については例年と同様となっています。

30ページ、保幼小中一貫教育実践事業につきましても例年と同様です。

31ページ、いじめ防止啓発推進事業につきましても例年と同様となっています。

32ページ、いじめ防止対策等運営事業につきましても例年と同様です。

33ページ、学校情報化推進事業です。こちらは前年と比べまして1,000万円弱の減額となっています。この主な要因としましては、令和4年度につきましては各校の情報教室にありました不要となったパソコン等の廃棄物処理手数料を計上していましたが、5年度には不要となるというところで大きな減額となっています。

続きまして34ページをご覧ください。グローバル人材育成事業です。前年と比べまして300万円ほどの増額となっていますが、この主な要因としましては、英語力向上アプリELSA Speakを今年度導入しまして、中学2年生への導入となっていました。来年度は中学1年生から中学3年生までの全ての学年に導入するというので、その経費が増額となったものです。

35ページ、国際交流員招致事業につきましては例年と同様です。

36ページ、共同学校事務室運営事業につきましても例年と同様です。

〈溝口教育総務課長〉

次に37ページ、事務局一般経費です。こちらにつきましては教育総務課分と学校教育課分の所管する予算を計上しています。教育総務課分で申しますと、次期教育振興計画策定に向けた経費、それから高等学校全国募集入学生応援補助金の対象者が増えたことにより増額をしています。

〈川村学校教育課長〉

学校教育課分としましては、新規事業としまして、部活動の地域移行に関する検討会議の経費として今回初めて計上しています。年3回程度ですが、部活動の地域移行に向けての検討会を立ち上げたいというふうに考えています。中段にあります新たな教育・人材育成の在り方に関する検討会も新規事業として計上しています。新たな教育・人材育成の在り方を検討するとともに、次期教育振興計画や教育大綱の検討にもつなげる検討会にしていきたいというふうに考えています。

一番下に書いています市立学校PBL型業務改善コンサルティング経費というところで、これは職員の働き方改革につなげるものでして、今年度試行的に峰山中学校に入ってコンサルティングを受けていますが、来年度は大宮第一小学校を想定しまして、働き方改革に取り組んでいきたいというふうに考えています。

〈溝口教育総務課長〉

続きまして38ページ。外国語指導助手招致事業です。こちらは6人のALTの任用経費を計上しています。

39ページ、奨学金事業です。今年度から定住促進奨学金の返還支援補助金のほうの支出が始まりました。現在令和4年度の認定者を募集していきまして、4年度分の認定者の数による1,300万円ほどの増額ということになっています。

続きまして40ページの奨学基金です。こちらは例年どおりの積立額になっています。

41ページ、谷口謙・未来応援基金です。令和4年度は14人の償還者がおられましたが、令和5年度から新たに5人返済される方が増えますので、その見合い分を増額しています。

〈川村学校教育課長〉

続きまして42ページの小学校管理運営事業です。こちらは主に小学校17校の管理運営費ですが、主な増額要因としましては管理運営に伴います電気代等の光熱水費が、物価高騰によりかなり上がっていることが1点と、もう1点は学校管理備品整備というところで電話機、携帯電話ということで計上していますが、教職員の働き方改革の一環としまして夜間休日の音声ガイダンス機能付き電話機の導入と校長先生等への緊急連絡用の携帯電話の配付というところで計上しています。まだ小学校12校が更新できていないというところで来年度は約半分の6校に導入していきたいというふうに考えています。

〈溝口教育総務課長〉

続きまして43ページ、小学校施設改修事業です。こちらは継続しているトイレの洋式化、そして新たに工事着手する大宮第一小学校の空調設備改修。地区要望で長年要望がありました峰山小学校のグラウンド擁壁改修工事といったところが増額要因となっています。

〈川村学校教育課長〉

続きまして44ページの児童教職員健康管理事業につきましては例年と同様です。

45ページの小学校スクールバス運行管理事業につきましても例年と同様となっています。

46ページ小学校通学支援事業につきましても例年と同様です。

〈溝口教育総務課長〉

47ページ小学校施設管理事業です。こちらにつきましては今年長岡小学校の下水道接続による浄化槽維持検査等の手数料が減額となったため、全体としては減額となります。

〈川村学校教育課長〉

続きまして48ページの小学校教育振興事業です。こちらの増額の主な理由としましては、令和6年度から使用します小学校の教科書の関係で、小学校の教師用ということで6年度の前期分を来年度購入させていただくと、4年ごとに更新するものを来年買わせていただくというところで増額となっています。

49ページ、小学校教育振興備品整備事業につきましては例年と同様です。

50ページ、小学校就学援助事業につきましては、約100万円の減額となっています。事業としましては例年と同様ですが、この後説明させていただきます200円給食の導入に伴いまして、こちらの事業からの給食費の支出が減額となる関係から減額となっているというところです。

51ページの小学校スクールサポーター等設置事業につきましては、会計年度任用職員の経費としまして、来年度大宮第一小学校の難病児に対応する講師を一人増員で予算計上をしています。

52ページ、小学校丹後学等教育活動実践事業につきましては例年と同様です。

53ページ、中学校管理運営事業につきましては、小学校管理運営事業でも申し上げましたが光熱水費等の高騰によります増額というところです。

〈溝口教育総務課長〉

54ページ、中学校施設改修事業です。こちらの大きな増額の要因としましては、中学校体育館の照明のLED化事業がいよいよ6中学校で始まるというところで、額としては大きなものになっています

〈川村学校教育課長〉

続きまして55ページ、生徒教職員健康管理事業につきましては例年同様です。

56ページ、中学校スクールバス運行管理事業につきましても例年と同様です。

57ページ、中学校通学支援事業につきましても例年と同様となっています。

〈溝口教育総務課長〉

58ページ、中学校施設管理事業につきましては例年どおりとなっています。

〈川村学校教育課長〉

59ページ、中学校教育振興事業につきましても例年と同様となっています

60ページ、中学校教育振興備品整備事業につきましても例年と同様です。

61ページ、中学校就学援助事業につきましては、先ほど小学校のところでも申し上げました200円給食の導入等によりまして、こちらの就学援助費等が減額となっています。

続きまして62ページ、中学校スクールサポーター等設置事業につきましては、事業概要のところを書いてあります会計年度任用職員の介護職員が、今年度5人でしたのが来年度4人ということで1人少なくなっています。こちらにつきましては、来年度特別支援学級の増設による府費負担の教員配置の見込みによりまして1名減というような要素です。

63ページ中学校丹後学等教育活動実践事業につきましては例年どおりです。

〈安達生涯学習課長〉

64ページからは社会教育費ということで説明させていただきます。まず社会教育委員設置事業です。こちらにつきましては委員15名、会議3回という予定で同様の内容とさせてもらっています。

65ページ、社会教育総務一般経費ということで、会計年度任用職員の人件費というものです。同様の内容になっています。

66ページです。今年度は3月19日に予定していますが、来年度もはたちを祝う式典という内容で開催をしていきたいと思っています。内容的には同様の内容で進めてまいります。

67ページです。青少年教育事業ということで、京丹後市青少年健全育成会への補助金などを中心に、同様の内容で取り組みます。

次に68ページです。高齢者教育事業ということで、主には高齢者大学の運営ということになりまして、予算額なども同様ということで進めています。

69ページ、家庭教育事業です。家庭教育支援チームは各町6チームあります。サポーターさんも46名頑張ってくださいています。こちらも同様の内容で進めてまいります。

70ページです。文化芸術事業をということでこちらは増額をしています。新たな事業を計画していきまして、文化芸術振興計画を今年度策定いたしました。また来年度は文化庁の京都移転ということもありまして、文化芸術事業を進めていこうという思いでいます。例えば京丹後アートフェスティバルというようなことで、市民の皆さんが出品、発表等、参加できるようなイベントを開催したいというふうに思っていますし、あと本物の芸術に触れていただくというところで、落語会ですとか、中学校を回る落語のワークショップなどを行えたらというふうに思っています。また、障害のある方ですとか、施設に入所されている方のアート作品を展示する動きがありまして、そちらへの補助金なども考えています。また、従来どおりということではありますが文化事業団への補助金や文化協会の活動の補助金を計上しています。

71ページです。人権教育事業ということで、こちらも内容的には同様のものでも取り組みたいと考えています。

#### <蒲田子ども未来課長>

72ページの放課後子ども教室事業です。大きく変わりはありませんけれども、来年度は備品購入としまして扇風機2台を予定しています。

#### <安達生涯学習課長>

続きまして73ページ、中央公民館管理運営事業です。こちらは少し減額をしています。地区公民館への活動交付金が主なものになりますけれども、令和5年度から4つの地区公民館が地域コミュニティへ移行するというので、地域コミュニティに移行したこのコミュニティについては一括交付金を受けますので、その分がこちらから減額とな

っています。49館ということになります。

74ページ、地域公民館管理運営事業です。各町に設置しています地域公民館の運営事業経費になります。あとは建物の管理ですね、峰山と丹後と弥栄には地域公民館の建物がございましてこちらの管理ということになっています。

次に地区公民館管理運営事業ということで、これは網野地域にあります地区公民館の管理運営費ということで、内容は同様です。

76ページ、公民館一般経費ということで、職員の人件費などが主になっています。

次の77ページです。図書館管理運営事業ということで、図書館の運営ですとか、様々なサービスなどのことを計上しています。内容的には大きくは変わっていません。

#### <新谷文化財保護課長>

続きまして78ページ、郷土資料館管理運営事業と、79ページ、古代の里資料館管理運営事業です。予算に関しては前年と同様となっていますが、郷土資料館のほうを令和5年度より開館日を火・木・土の曜日から、月・木・土に変更させていただこうと思っています。

80ページ、資料館等指定管理施設運営事業です。こちらのほうは近年の物価上昇などを踏まえまして、琴引浜鳴き砂文化館の指定管理料が増額となっているのと、部品購入を行う部分が新規となっています。

#### <安達生涯学習課長>

続きまして81ページ、峰山いさなご施設管理運営事業です。施設管理と人件費ということで内容は同様となっています。

82ページ、マスターズビレッジ管理運営事業です。こちらも施設の管理と人件費ということで同様の内容です。

83ページ、たちばな会館管理運営事業です。こちらのほうも管理運営事業ということで同様の内容になります。

84ページ、網野教育会館管理運営事業です。こちらにつきましても管理運営の費用ということで同様の内容になっています。備品ですとか工事ということで少し増額をしています。

#### <新谷文化財保護課長>

続きまして85ページ、文化財保護審議会委員設置事業です。こちらは例年と同じ内容のものになります。

86ページの指定文化財等管理事業につきましては、右下にあります丹後震災記念館周辺の樹木伐採と、あと丹後震災記念館の中にあります伊藤快彦作の油絵3点の修復事業を新規で予算計上させていただいています。

87ページの遺跡整備事業につきましては、令和6年度の完成に向けて、網野銚子山古墳の整備事業を引き続き進めるという内容となっています。

88ページ、遺跡発掘調査等事業につきましては、網野銚子山古墳の発掘調査の報告書の作成があります。あと、ほ場整備事業に関わって田村関遺跡という遺跡の発掘調査の経費を計上しています。

89ページ、地域文化財総合活用推進事業につきましては、令和4年12月16日に文化庁認定を受けました京丹後市文化財保存活用地域計画の進捗管理を行うための協議会の設置、計画の中で示していました市民遺産会議の設置を行う経費、あと計画で11のストーリーを打ち出しているわけですが、この11のストーリーを外向けに発信するため、仮称で京丹後市歴史文化物語というWebページをつくって発信する経費ということで計上しています。

続きまして90ページ、文化財保護一般経費です。右側の高濃度PCB廃棄処理ということで、網野の文化財収蔵庫の中に置いてありましたものが見つかったもので処分経費を上げています。小牧源太郎の作品展の開催経費ということで、こちらは開催時期は未定ですけれども、生涯学習課の文化芸術事業と一体となって開催する予定で計上しています。

#### <安達生涯学習課長>

続きまして91ページからは保健体育費です。社会体育団体育成事業ということで、京丹後市体育協会が次の4月から一般社団法人化されて京丹後市スポーツ協会として活動を始められます。こちらへの運営補助ということと、あとは京丹後市青少年スポーツ協会の補助金などを計上しています。内容的には同様です。

92ページ、保健体育総務一般経費です。来年度は第2次京丹後市スポーツ推進計画の中間見直しの年となっています。今年度もアンケートなども行いました。諮問も行うということになりますので、そういった経費を計上しています。

93ページ、スポーツ推進委員活動事業ということで、スポーツ推進委員の活動経費になります。内容は同様になっています。

94ページ、地域スポーツ推進事業ということで、市民の方を対象にしたスポーツの機会を創出するというような内容になっています。カヌー、野球、陸上の大会や、チャレンジデーなども行うということで考えています。野村克也メモリアル事業ということで、他課とも協働しながら生涯学習課で講演会を計画する予定にしています。

95ページ、スポーツイベント推進事業ということで、市民に対してはもちろんです

が、市外の方も参加できるような、観光にもつながるようなイベントをするということで計上しています。ドラゴンカヌーの大会ですとか、ウルトラマラソン、丹後大学駅伝、カヌーの大会などを計画しています。また来年度は新たに障害者スポーツの推進という意味合いでパラカヌーサポーターの講習会、サポーターの育成ということも考えています。

96ページ、ワールドマスターズゲームズ関西推進事業ということで、ワールドマスターズゲームズというのが世界の国際大会になりますけれども、こちらがコロナの影響で延期になっておりました。新たな会期が2027年(令和9年)5月に決定しまして、そこに向けての準備をしていくということになっています。カヌーマラソンですとかSUPなどの久美浜湾カヌー競技場を使った競技場をプレイイベントというように位置づけて準備を進めてまいりたいと思っています。

97ページ、体育施設管理運営事業ということで、40あります市内の社会体育施設の管理運営ということになります。金額としては昨年度に比べると大きく減額をしていますけれども、今年度大きな事業としまして社会体育館のLED化というのがありましたので、その分で減額をしています。内容的には大きく変わっていません。

98ページ、社会体育用学校開放施設管理運営事業ということで、こちらも同様の内容で管理を進めてまいります。

99ページ、久美浜湾カヌーセンター管理運営事業です。カヌーセンターの管理運営ということで、内容は大きく変わりません。

#### <川村学校教育課長>

続きまして100ページ、網野給食センター管理運営事業です。事業内容としては例年同様ですが、正職員の1名減に伴いまして、会計年度任用職員の調理補助を1名増員としていますので、そのための増額ということになっています。

101ページ、小学校給食管理運営事業につきましては、学校給食材料費支援補助金、いわゆる200円給食を実施するための補助金を計上していますので、増額の主な要因となっています。

102ページ、中学校給食管理運営事業につきましても、学校給食材料費支援補助金を新設していますので増額の要因となっています。

#### <溝口教育総務課長>

103ページをご覧ください。学校給食センター施設整備事業です。こちらは現在基本設計、実施設計を進めている、新しい給食センターの建替え事業に係る工事費等を計上しています。令和5年度と令和6年度の2か年について継続費という設定を予算上行

っておりまして、経費の総額と年度割を定めて計上しているものです。2年度の建設にかかる現在の総額といたしましては、18億円。これには厨房機器、事務用品、それから現在の給食センターを撤去する解体経費については含まれておりません。令和7年度の供用開始を目指して、5年度から実施をしていく予算です。

〈川村学校教育課長〉

続きまして104ページ、学校給食一般経費につきましては、例年と同様となっています。

〈松本教育長〉

大変詳しく説明させていただきました。

議案第4号を説明させていただきました。

どこからでも結構ですので、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈安達委員〉

学校給食の補助金について質問をさせていただきます。補助額が小学校では60円で中学校では100円の補助で計算してあると思いますが、これはいつの時点でこの補助金の額が決まったのか。今大変いろいろなものが値上がりしているので、この補助額で果たして賄っていけるのか。結構たくさんの予算は組んでありますけども、これでいけるのか、その辺を聞かせてください。

〈川村学校教育課長〉

給食単価につきましては、現状としまして、今年度までは各学校でばらつきがあるというのが実態です。今年度200円給食を行っていく中で、来年度継続するに当たりまして、まずは200円給食を継続するのと、学校間での単価の統一をしていくということを考えて設定していますが、6月補正でこの制度を検討する際にも検討しましたし、この秋の段階で来年度の予算を検討する際にも単価の設定は検討してまいりましたが、今年度の物価上昇率や、来年度どうなるか分からない部分が多いですけれども、この単価で賄えるというふうに今考えています。

今年度もまだ実績が上がってきていけませんので、実態は最終的に分かりませんが、当初の見込みよりは上がっていないというようなことも掴んでいます。以上です

〈松本教育長〉

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

〈田村委員〉

全体的に教育の予算で手厚く多く当てていただいているというふう感じていまして、とてもうれしく思っています。

まず、1ページの家庭こども相談室事業というところが大きく膨らんでいて、ヤングケアラーの問題のところを膨らますようになっていくというふう理解できるのですが、本市におけるヤングケアラーについてどのように今把握しておられるのかということと、ものすごく家庭の中の問題になってくると思うので、どのように調べていくか、どのような対策をお考えか、具体的なお話を聞かせていただきたいのですが。

〈蒲田子ども未来課長〉

現状でのヤングケアラーの把握につきましては、正直まだ把握する段階には至っていないところですが、家庭こども相談室のいろいろな相談対応の中では、学校からヤングケアラーかなと思われる事例も見られます。そういった状況ぐらいでして、詳しくまだ把握ができていませんので、その辺の実態調査も含めましてより詳しく把握ができるのかなというところです。

言われましたように、家庭の状況の報告や相談を受ける中でヤングケアラーは本当に切なくなるような状況も見受けられますけれども、今の段階では学校から情報提供をいただきまして把握しているということですので、あくまでも家庭こども相談室の把握になりますので、実際は学校がもっと掘っておられて子ども未来課に報告がなければ分からないこともありますので、来年度コーディネーターを配置しましてどこまでその状況が把握できるのかなというところは、まずはコーディネーターを配置して実態調査をしていきたいというところです。その後で、対策につきましては、例えば障害でしたら障害の担当課ですし、生活福祉課等にもつなぎながら対応できるのかなというふう考えているところです。

〈松本教育長〉

よろしいですか。ほかにございませんか。

<安達委員>

31ページのSNSのLINEを使った相談窓口のことについて質問をさせていただきたいのですが、令和4年度になるといじめに関する相談件数が0、それから登録数も25と少なくなっているということで、せっかく相談窓口があるのになぜ減っているのか、それについて分かりましたら教えてください。

<川村学校教育課長>

まずLINEの友達登録数につきましては、分かりにくい表示であったかも知れませんが、令和3年度の65件にプラス25件新規で加わったということです。

<安達委員>

減っているということではなく、プラスしているということですか。

<川村学校教育課長>

はい。ただ、相談件数につきましては令和4年度に受けた件数ということで14件というところですし、そのうちのいじめに係る相談というものは実際にはなかったということです。

委員も今の課題として捉えておられるかと思いますが、学校教育課としましても実際に子どもたちが相談しやすくなったという面はあるというふうに認識していますが、やはりまだ知られていないという面もあると思いますので、いろいろな事業で言われることではありますがいろいろな媒体を使って知ってもらう努力、広報活動していきたいというふうに考えています。

<松本教育長>

そのほか御質問、御意見等がありましたらよろしく申し上げます。

<野木委員>

37ページの未来を拓く学校教育の充実のところで教えていただきたいことがあります。新たな教育・人材育成の在り方に関する検討会という項目で予算計上してありますけども、委員に対する謝金の金額がこの金額という理解でよいのですか。

〈川村学校教育課長〉

はい。今野木委員がおっしゃいましたように、こちらの経費としましては、委員の皆さんへの謝金と旅費ということです。会議は年間6回を想定しています。

〈野木委員〉

同じくその下のコンサルティング経費、この金額も同じような捉え方でよいのですか。

〈川村学校教育課長〉

こちらにつきましては実際にコンサル業務を委託するということになりますので、こちらのこの業務に関わっていただくコンサル会社の社員の人数ですとか、年間何回こちらに来ていただいて、どれだけの時間を京丹後市のこのコンサル業務に充てていただくか、またこちらに来ていただく際の出張旅費ですとか、そういったものを経費計上した合計という形になっています。

〈野木委員〉

ありがとうございます。もう1点が、17ページの快適な都市空間の形成ということで、先ほども説明のありました峰山途中ケ丘公園の東側駐車場に大型バスが入れるようにするというのですが、当初からこういった大型バスが入るという計画ではなかったのですか。

〈安達生涯学習課長〉

今大型バスが入れない、止められないという状況になっています。委員のおっしゃるとおり、当初から競技場を整備するにあたって駐車場も必要だということで、国道から入れるような駐車場の計画がありました。ただ、土地の収用が一部できていないところがありまして、将来的にも難しいという判断をさせてもらいましたので、その土地を除いた形で設定をし直すということで、今回改めて変更設計の設計費を充てています。その土地を除いてうまくできるのかというところもあると思いますが、そこはうまく今あるものをつながって国道から入れるような内容で進めようと考えています。

〈野木委員〉

ありがとうございます。別の場所に駐車場を確保するという計画とか、そんな土地もないということですね。

<安達生涯学習課長>

当初の計画とあまり計上が変わらないような状況でつくるということになっていますので、東側駐車場ということで設計をいたします。

<松本教育長>

そのほかございませんか。

<関委員>

質問ではありませんが、昨日この資料をいただいたときに目を通させていただいて、少し分かりにくい部分がいくつかあったのですが、今それぞれの課から丁寧に説明をしていただきまして、詳細がよく分かりました。ありがとうございました。

その中で、この後の指導の重点とも絡んでくると思うのですが、来年度重点的にやっていかなければならない部分について、予算のほうもきちっと増額し組んでいただけているというあたりでは、安心して令和5年度の教育を進めていけるのではないかと感じました。

本当に厳しい予算の中でうまく予算組みをしていただき、必要などころにはお金をかけるというあたりをきちんとしていただいているので、ありがたいなと思って説明を聞かせていただきました。

<松本教育長>

ありがとうございます。そのほか何かございませんか。

<田村委員>

34ページのグローバル人材育成事業で、ここのところも大変手厚く予算をつけていただいて、大変うれしく思っています。予算計上されていますので、来年度は中学生が海外に行くという理解をしていますけれども、実際に行くのは3月ぐらいだったと思いますので1年後ですけれども、募集をかけるのはもう目の前に迫っているように思いますが、このような状況がまだありますので、まずは向こうの状況はどんな状況かという

ことを教えていただきたいのと、その募集をかけるときに子どもや御家庭が不安にならないように、例年以上に細かい説明をして、大丈夫だったら大丈夫だよと、そのような状況で行きますというような、不安を払拭するような募集のかけ方をして、是非多くの子どもたちに応募してもらって参加していただきたいというふうに要望します。

<松本教育長>

ありがとうございます。状況について総括、来年度のあちらとの調整についてお願いします。

<久保総括指導主事>

はい。向こうも令和4年度からの留学生の受け入れを始められたということを知っていて、来年度は再会して2期目になるのかなというふうに思っています。

今現在、担当指導主事のほうに向こうとオンラインで状況を把握している段階ですので、まだ細かい部分はきちんとまとめることができていませんが、ただ本当にこちらも経験したことがない担当ばかりになってしまって、前のことを知らないものばかりになっているところからは、我々引率のほうもきっちりと体制を整え、また現地のことでも知り、できれば現地を事前に視察することも必要ではないかなということも考えてはいるところです。

本当に安心して学べるということが何よりも大事ですし、安全に帰ってくるというところまでがこの事業だというふうに思っていますので、これからはきちっとそこを詰めていきたいと思っています。以上です。

<田村委員>

E L S A S p e a k の件も、学年を増やすということですので、このようなグローバル人材育成というところに大変力を入れていただいているありがたいというふうに思いますし、奨学金の部分でも大変手厚い奨学金を進めていただいていますので、是非それが何年後かに響いてくるような事業になるということを願っています。

<松本教育長>

ありがとうございます。そのほかはございませんか。

<野木委員>

87ページの芸術・文化を活かしたまちづくりの推進というところで、ここの目的として、教育、観光、地域づくりの資源として云々という目的が書いてあります。そういった中でこの事業を見たときに、今あるものを整備するという予算づけはしてありますが、これをどう観光に活かしていくのかが具体的に予算としてはあげられていないというふうに思うのですが。これを整備して、今後観光に導いていくのだというような考えで捉えたらよいのでしょうか。

<新谷文化財保護課長>

ここには明確には出ていませんが、史跡整備検討委員会という委員会を設けていまして、そちらに地元の若手の女性の委員にも入っていただきまして、活用に向けての検討もさせていただいています。あと、検討委員会のほうには観光部署も入っていただいています。6年度完成ということがありますので、今後どう使っていくのかというあたりについて、観光とも協議をしながら来年度進めていきたいと思っています。

予算上は、明確に観光と何かリンクしてというふうな形でのあげ方をこの遺跡整備事業の中ではしていませんけれども、ソフト面のほうでそういった協議を引き続き進めながら、6年度の完成後すぐに使っていけるような体制をつくっていきたいと考えています。

<野木委員>

以前から私は、教育委員会の中に観光というものが打ち出されているということは非常に素晴らしいなと思っています。そういう中で、この文化財、スポーツ、それを観光につなげるということで、ちょくちょく質問もさせていただいているのですが。

これは余談になるかも知れませんが、先日宮津のあるお店に行ったときに、宮津の教育委員会さんが古い宮津の町並みの地図を使って、現在そこにこんなお店ができていますよというようなマップを、全3巻まで刊行して全戸配布されたと思うのですよ。2、3年前につくられたということで見せていただいたのです。でもほとんどの住民の方が、そういったものがあるということを知っていない。今も手に入るかどうか分かりませんということでした。ほかの自治体を批判するのはあれですが、教育委員会がこんなに素晴らしいものをつくっているのに、それが観光に活かされていないのが非常に残念でした。

そういう観光につながるようなものを教育委員会さんがつくっているのです。今の質問を思いついたのですが、京丹後の教育委員会というのはそういうことがすぐにでもできるので、一回その宮津の教育委員会さんのおつくりになったものを取り寄せて見てい

ただきたいなと思うのですが、例えばそういったもので観光とつなげることができるかなと思います。先日、久美浜とか峰山の古い地図をまとめた本をいただいたことがありましたが、すぐ観光につなげられる資料だなと思って見ていたものですから、今の質問をさせていただきました。

<新谷文化財保護課長>

宮津のマップは私も拝見したことがあります。そういった地域資源の掘り起こしというのは、今回12月に認定されました京丹後市文化財保存活用地域計画の中でもさせていただいて、特に11のストーリーというのはほかの分野で活用していただけるよという思いでつくらせていただいています。観光振興計画のほうが配布されますけれども、その中でもそういったストーリーを活用するということを、実際にやっていく施策の中に一応入れていただくような形にはさせていただいていますので、こちらで持っている素材を少しでも活用いただけるように、こちらから働きかけをしていかないといけないなという思いはあります。

<松本教育長>

いずれにしても、活用、保存、活用というところか十分ポイントとなってきますので、今はなかなか見えにくいですが、その次の年度も目指して十分に活用というところが目に見える形で取り組んでいきたいなというふうに、今の御意見もいただきまして考えさせていただきます。

そのほか何かございませんでしょうか。

それではお諮りをいたします。

議案第4号「令和5年度教育委員会関係予算について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第5号「令和5年度「学校教育指導の重点」について」を議題とします。  
事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第5号「令和5年度「学校教育指導の重点」について」を説明させていただきます。

学校教育指導の重点につきましては、教育の充実を図るための指針として毎年定めているもので、教育委員会事務委任規則の規定により、教育委員会議の議決を必要とするため今回提案をするものです。

詳細につきましては、教育理事兼総括指導主事より説明させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈久保総括指導主事〉

令和5年度学校教育指導の重点策定に係る改定ポイントをお伝えします。本日、差し替えのほうをさせていただきました。今からの説明の中で、どこを変更、追記したのかにも触れたいと思います。よろしくをお願いします。

まず、令和5年度も、何よりも現場の先生方に分かりやすい指導の重点になることを意識しました。また、昨年度まではダイジェスト版を作っていたのですが、今年度はそれを作らず、この重点一本で先生方に説明をしていきたいということで、指導の重点のダイジェスト版に掲載していた内容も、今回指導の重点に入れさせていただいています。

より、焦点化した「学校教育指導の重点」にしていきたいという思いから、全体の構成を変更しましたので、新旧対照表のほうは今回つけていませんので今日の説明に代えさせていただきます。

それでは、まず、表紙についてです。令和4年7月に策定されました京丹後市教育大綱とその柱、京丹後市教育振興計画(令和2年度改定版)の「目指す教育」そして、学校教育改革構想にあげている「目指す子ども像」を、全てここに掲載しました。基本となる色は青、京丹後ブルーというところを意識して、表紙の色の構成をしています。

次に、裏面をご覧ください。ダイジェスト版に掲載していました、京丹後市保幼小中一貫教育のイメージ図をここに掲載しています。本市の特徴であります「Ⅰ期」「Ⅱ期」「Ⅲ期」の区分を全ての先生方に周知したいという思いで作成をしています。今日差し替えました内容は、ここが一部より分かりやすくということで少し触っています。

ので、今日の差し替えのほうを見てください。

また、その下に冊子等の表紙を掲載しました。これにつきましては、今まで作成してきた冊子等を一度に確認することができ、新しく京丹後市の教職員になられた先生方にも知ってもらえるようにということで、裏表紙のほうにつけています。過去の成果物等を活用できる、また作成したものを次の世代まで継承していきたいという思いで掲げています。変更した点は、教育大綱につきましては教育委員会だけでつくったものではありませんので、京丹後市教育委員会等作成資料ということで「等」を入れさせていただいたのと、教育振興計画の表紙が、概要版の表紙を入れていましたので、きちんとした令和2年度改定版の表紙の写真に入れ替えているということで御承知おきください。

戻っていただいて1ページ目を開いていただけたらと思います。昨年度から教職員一人ひとりにタブレットが配備できていることから、デジタル版をベースとしまして、紙ベースでの配付については、京丹後市教育委員会の管轄外の組織のみというふうに考えています。そのため、カラーで見ってもらうことが可能になり、目次の色分けと次から進みます項分けについても、色で分かりやすいように示しています。

また、1ページ目、2ページ目、3ページ目と開いていただくと、それぞれの項の中に小さく緑で示した文字があると思います。これは、ここをタップすると、その資料に飛ぶようになっていまして、より重層的に資料を確認することができるように工夫をしました。資料をあれこれ手元に置くことなく、この指導の重点一冊あれば、関係する資料に目を通すことができ、深く内容を理解できるものというふうにさせていただいています。

また、あらゆる方にとって読みやすい字体として、今年度よりUDゴシック体を使用しています。

全体としましては、重点として指導する内容に焦点化したため、昨年度まで太字や下線を使用していましたが、今年度については一切使用していません。

引き続き、この指導の重点を学校経営に積極的に反映させるために、令和5年度『学校教育指導の重点 推進上の留意点』は例年どおり作成しようというふうに考えています。

それでは表紙の裏面をご覧ください。表紙にも載せましたが、昨年7月に策定された教育大綱と教育振興計画の関係、また学校教育改革構想、保幼小中一貫教育推進計画というあたりの関係を簡潔に図で示したものを載せました。また、その下につきましては京都府教育委員会とのつながりも示しています。一番下につきましては、本市の教育で大事にしている、縦の連携、横の連携についても図式で示しました。横の連携については、令和2年度から学校運営協議会が大きな役割を果たしていただいていますので、本日お渡しした冊子には、ここに「学校運営協議会の充実」という言葉を入れました。

次に目次のほうをご覧ください。今年度は、重点の構造が一目で分かるように、全体

構成図と目次を一体型としました。

これからの社会を見据えた上で、子どもたちにつけるべき必要な力を本市ではこの「社会を生き抜く力」というふう位置づけ、全ての教育活動を推進し、カリキュラム・マネジメントしながら、一体的にはぐくんでいく必要があると考えたからです。こうした力は、部分・部分の教育を進めていくだけでなく、全ての教育活動を一体的に進めていかなければいけぬ力でもあるといえます。よって、今年度の学校教育指導の重点については、重点1から重点7までの順による記載とせず、「確かな学力をはぐくむ教育の推進」「豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の推進」「たくましく健やかな体をはぐくむ教育の推進」の3つを一体的に進めていくことを伝えました。

さらに、その力を育てていくためには、「子どもを健やかに育てる教育環境が充実」していなければいけません。また、就学前の子ども教育・保育環境が充実していなければならない。この2つの側面の環境がないと、この上にある3つの教育を推進していくことが難しいという意味で、下からの矢印で支えています。

さらに、当たり前ではありますが、我々「教職員の使命と責任」は子どもたちを教育するものとして、絶対に努めなければならないことですので、そのことが分かるように一番下に示し、すべての土台であることを視覚的にもわかるようにしています。

目次のページを見ていただくことで、今年度の重点の構造が一目で分かるようにしましたし、また、振興計画にあります、重点1から7についても、つながりのある項については項目の横に重点番号を示しています。

続いて1ページをご覧ください。「はじめに」の項では、教育大綱、振興計画にある、どんな教育を目指すのかという一番大きな部分を示し、そのために、本市として一貫教育を推進していることを書いています。キーワードとしましては、一貫教育の充実から教育内容への充実、連携・交流事業から教育内容の質的転換をしていく、一貫教育を手段としてそれを進めていくことを大きく打ち出しました。

また、国が示す次期教育振興基本計画策定に向けた基本的な考え方も本市としては、いち早く視野に入れ、他市町に遅れることなく、これからの社会を生き抜く力をはぐくんでいきたいとの願いをもっています。

最後には、教職員の働き方改革が進められてきていますがそもそも何のための働き方改革なのかというところで、改めて働き方改革の目的を示しました。我々教職員しかできない業務はやはり授業であると考えます。自らの授業を磨くという文言をここにあって入れさせていただいています。

さらに、教職員の高い人権意識が必要であること、また、市民の信託と期待に応えるという教育公務員であることを最後に示しています。

「視点」につきましては、保幼小中一貫教育推進ポイントのみを記載させていただきました。

その下にあります「学校教育改革の推進による社会を生き抜く力の育成」については、目次のほうでお伝えしましたが、特に令和5年度に重点的に取り組んでいくことを3つに絞って示しています。どの教職員も、令和5年度に重点的に取り組むことは何かと問われたら、この3つが答えられるようにしていきたいという願いを持っています。このように分かりやすく示すことによって、より現場が実感を持って令和5年度の学校教育が推進できるようになればというふうに願っています。

では、2ページ目からは1つ1つ細かな項になります。全てを説明すると大変長く時間がかかりますので、ポイントのみをお伝えしたいと思います。

まず、1学習指導の(1)についてです。令和5年度より京都府学力診断テストが、京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～になりC B T化されます。また、今後全国学力・学習状況調査も同じくC B T化されていくということで、やはりこうした調査を活用するための分析をしっかりとしていくという視点を書かせていただいています。

(2)につきましては、I C Tを最大限に活用し、授業改善を進めていく必要があることを端的に示しました。(2)の項に緑色の字があります。タップをすると、本日お配りしました「目指す子ども像実現に向けた学びのイメージ」のページに飛ぶようになっています。さらに、真ん中のQ Rコードを読んでいけば、本市が大事にしています基本計画に載せている各期の指導目標、そして「授業改善による確かな学力の育成について」という資料にも飛ぶようになっていますので、先生方には是非見ながら授業改善に取り組んでいただけたらと思っています。

(4)につきましては、教科指導と生徒指導を一体化させた授業づくりについて明記をしました。令和4年12月に「生徒指導提要」が変わりましたので、その部分を載せていただいています。

(7)については、「京丹後市子どもの読書活動推進計画第三次推進計画」が今進められています。朝読書等の時間設定がなくなっている学校もありますが、やはり確かな学力をはぐくむ上でも、また豊かな人間性を育むためにも読書活動という部分は切れない部分であるということで、あえてここに残すことにしました。

2へき地・小規模校教育についてです。昨年度のリード文を(1)と整理しまして、さらに本市においては大宮第一小学校以外はほぼ全てが小規模校といえますので、全ての学校の教育活動上大事にしたい点というふうに示しました。

3グローバル人材育成につきましては、先ほどの予算のところにもありましたが、グローバルリーダー、グローバル人材という文言が、昨年はこちらも使うことになっていましたが、令和5年度からはグローバル人材育成という言葉で網羅していきたいと思っています。これまでの「国際理解教育」はあくまでもグローバル人材育成の一部にすぎないため、この項目に包括しました。

(1)(2)では、先ほど「はじめに」で伝えさせていただきました、今年度の重点化

の3番目に示した「グローバルな視野をもち、地域や社会とのつながり国際的なつながりをもつことができる力の育成」の部分との整合を図った記述にしています。

(2)については、人権尊重の思いや考えの発信、英語教育の充実を言及しました。

さらに(3)では、思考力向上と新しい価値創造について触れました。

横に「グローバル人材を育てるために」という緑のタップがありますが、本日配りました資料のほうに飛ぶようになっています。ここに、本教育委員会のほうがどういった力をつけたいのかというところを3点の力に絞りまして、本市の事業についての説明もさせていただいています。

さらに、A3版の、時間軸と対称軸を伸ばしました「グローバル人材を育成するために」という一覧のほうも盛り込み、全ての先生方に、0期から成人までどういったつながりで教育委員会として力をつけていきたいかということを理解していただけるようにしています。

4丹後学についてです。本日配りましたものに、「京丹後市文化財保存活用地域計画」という言葉を足させていただいています。この計画についてはデジタル化されていますので、先生方も11のストーリーというあたりを是非活用して、授業改善をしていただきたいという思いで、そこに位置づけさせていただきたいと考えました。今年度「丹後学モデルカリキュラム」の改定も行っていますので、その趣旨に沿った文章のほうに全てを書き換えています。また、令和4年度に策定されました文化芸術振興計画等も活用していきたいということで、その文言に飛ぶように7文化芸術活動の項に示しています。

続いて「豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の推進」に関わってです。

1生徒指導につきましては、先ほども述べましたが、「生徒指導提要」が新しくされたことにより、文言を整理させていただきました。

特に(2)(3)については、本市の重点課題のうちの2つ目を具体的に示していると言えます。特に令和4年度本市で通知文を作成しました「ICTを活用した支援」については、それもリンクできるようにしていますので、先生方の手元に常にある状況をつくることのできるかなと思っています。不登校の状況改善は本市の重要課題でもあります。学びの保障の観点から、一人ひとりのニーズに応じた丁寧な関わりを継続していく中で、状況改善を目指していきたく考えています。

続いて2道徳教育です。昨年度から「考え、議論する道徳」への質的転換ということを上げました。来年度も引き続き道徳の授業を大事にしていくためには、「評価」をしっかりと位置づけなければならないということで、5ページには評価のことも明記をしました。

続いて3人権教育に関わってです。「人権教育の推進」の具体的なスタートとして、やはり「計画」の重要性を強調するため、その分をリード文に含めました。

(3)には、「同和問題をはじめとする」といった記載はあえて残し、同和問題につい

ては、決して忘れてはいけない大きな問題であるということでそこに位置づけています。教職員の人権教育については、今後も継続的に行う必要があります。これは教職員の使命と責任にもつながる部分であるということで（４）のほうを位置づけています。

続いて「たくましく健やかな体をはぐくむ教育の推進」に関わってです。

1 体育・スポーツ活動においては、（１）にコロナ禍において、なかなか充実が図れなかった分野であるため、体育指導と体力向上の取組みの充実を来年度も継続して記載しています。

（２）には、今後部活動の地域移行を緩やかに進めていくということに当たり、部活動指導員、外部指導者については積極的な活用が臨まれるため、「必要に応じて」と昨年度までは書いていましたが、「積極的」という言葉に変えさせていただいています。

2 健康安全教育につきましては、昨年度は一つ一つ大変細かな部分まで明記をしていたのですが、令和５年度については、健康教育、安全教育として２領域での記載のみとしました。

続いて「子どもを健やかにはぐくむ教育環境の充実」に関わってです。

1 特別支援教育については、国の方向性、そして本市の状況的な課題から、特別支援教育を各学校園所の教育・保育活動の中核に据える必要性・重要性を伝える目的で、内容を変更・補足しています。特に、特別支援教育を推進していくために、そのよりどころとなる文書及び関係諸機関との連携強化について記載をさせていただきました。

続いて7ページをご覧ください。2 危機管理の徹底についてです。管理職に対して意識してほしい点は全て別冊の推進上の留意点に記載することとし、全ての教職員に意識してほしい点を4点に絞りました。

3 教職員が子どもと向き合える環境づくりの推進に関わっては、先ほども述べましたが、国が最初に示しました働き方改革の目的を再度そこに上げています。

（２）（３）については、教職員の負担軽減の具体的な取組みの例を挙げています。

続いて「就学前の子どもの教育・保育環境の充実」に関わってです。昨年度までは、こども園、保育所に分け、それぞれの具体を記述していましたが、それを全て削除し、就学前の教育全体として共通する方向性、そして具体的な視点を記述するように変更しました。

（２）については、「丹後学」における保幼小中の連続性を意識した記述に変更し、「積極的に構成」「身体的感覚」「感動を伴う多様な体験」を重視するという一方で、そのような文言を含めさせていただいています。

（５）については、令和４年度重点のこども園の項に記載されていた内容を統括し、教育力の具体を提示しています。

最後、「教職員の使命と責任」につきましては、昨年、「教職員の使命と責任」「教職員研修」と2つの項で示していましたが、「使命と責任」を果たすための研修であることから、この2つを一体化させ、「教職員の使命と責任」として示すこととしました。管理職がもつべき視点については、推進上の留意点に記載することとし、より簡潔に6点に絞って記載することで、全ての教職員へのメッセージとしています。

大変早口の説明になりましたが、令和5年度の指導の重点は大幅な見直しを行いましたので、是非御審議いただけたらと思います。以上です。

<松本教育長>

議案第5号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

学校教育の指導重点を読みまして、私でもとても分かりやすく大変感動しました。令和の教育指導の重点という新しい感覚で読ませていただきました。きっと新しく入って来られる先生方も、これを見られたらさらっと入ってくるというか、とても分かりやすいし今京丹後市でどんなことを教育していきたいのかということが、ずっと入ってくる素晴らしい重点になったと私は思いました。

1点質問ですが、正しい性教育というのは、命を大事にするというか、自分はどのように生まれてきて、自分の命もほかの人の命も大事にするという点で、私は性教育がすごく大事だという思いがあるのですが、それに一切触れていない。前年度までは2行か3行触れてあったのですが、今年度からは全く触れていない。命の教育というものに対して、どのように教育の重点として考えておられるか、そこだけ少し聞かせてください。

<久保総括指導主事>

はい。あえてその文言は載せていませんが、それを軽視しているわけでは決してありません。健康安全教育の部分、そして人権教育の部分についてそういう視点は必ず持つべきものだと思いますので、推進上の留意点の管理職向けの部分には細かく記載をし、しっかり指導していただくということを約束したいと思います。

<安達委員>

命のところは最も大事な部分ですので、これからも頭に常にも置いて子どもの教育に当たっていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。特に、小学校高学年から中学校にかけて思春期です。そういう問題は、学校で正しく教えるということはずごく大事になってくるので、そのことがずっとこれからの人生で関係してくることだと思えますので、学校でもそういうことを心に留めて教育して行ってほしいなという思いがあります。お願いします。

<久保総括指導主事>

大変重く受け止めたいというふうに思っています。人権教育の（３）の中に、あらゆる性に対する理解ということも、人権教育の中でとても大事にしていかなくてはならないというふうに考えていますので、またそういった部分でも強調したいなというふうに思います。ありがとうございます。

<松本教育長>

そのほか御質問、御意見等ございましたらお願いします。

<関委員>

今安達も言われましたけれども、随分整理をされた形で、新しい教育というか今までの教育を大事にしながら、今後目指していかなければならない教育を京丹後市としてもスタートさせていくのだという思いがひしひしと伝わる指導の重点になっていると感じました。

説明の中でありましたが、緑色で表示されている部分は、私はこちら側だけの資料かと思っていたのですが、リンクしてその中身が見えるようにしていただいていると聞き、必要な部分でもありますし、工夫していただいていると感じました。

それから、来年度３点を重点化した点は、新年度各校（園）長・所長の先生方が教員に対し、一人ひとりの子どもを大事にしながら責任感を持って教育を進めていけるように、丁寧に説明し共通理解が図れるようにしていただきたいと感じました。

１点質問ですけれども、３ページの丹後学の４行目のところですが、「各学園・学校の児童実態」と書いてありますが、上のところは「児童生徒」になっていますし、ここだけ「児童」でよいのかどうかということを感じたのですけれども。

<久保総括指導主事>

お気づきいただいております。「生徒」を入れなければなりません。

<松本教育長>

では、そこは修正をお願いします。丁寧に見ていただきましてありがとうございます。

<関委員>

あとは、本当にすごく見やすいですし、何をしなければならないのかということがよく分かるように整理されていまして。これを整理していただいた教育委員会の方々は御苦労な一年だったのではないかと感じながら読ませていただきました。ありがとうございます。

<松本教育長>

ありがとうございます。そのほか何かございますか。

それではお諮りします。

議案第5号「令和5年度「学校教育指導の重点」について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第6号「令和5年度「社会教育推進の重点」について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第6号「令和5年度「社会教育推進の重点」について」を説明させていただきます。

社会教育推進の重点につきましては、教育の充実を図るための指針として毎年定めているもので、教育委員会事務委任規則の規定により教育委員会の議決を必要とするため、今回提案するものです。

詳細については生涯学習課長より説明させていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈安達生涯学習課長〉

令和5年度社会教育推進の重点について説明させていただきます。

めくっていただきまして、「はじめに」というところです。この重点を定めること目的についてこの「はじめに」で示しています。社会教育に求める3つの役割「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」ということを進めるために、京丹後市教育振興計画に基づきまして、全ての市民が生涯にわたり多様な学習や、文化・スポーツの機会を自ら選択して学び、生きがいをもって生活することができる環境を整える、そして郷土に誇りをもって、夢と希望をもって未来に飛躍する人材を育む。さらには持続可能な地域づくりを推進するというような広い目的をもって重点項目を定めています。

この重点につきましては毎年度見直しをすることで、社会教育を取り巻く社会情勢などを踏まえまして、より実態に即した内容となるように改定を加えています。これらの重点を踏まえて、市の社会教育関連事業計画実施をしているところです。

それでは内容について説明をしていきたいと思っております。

令和5年度社会教育推進の重点ということで、令和5年度に向けた社会教育施設の7つの重点項目を定めています。1点目が生涯学習社会の実現、2点目が人権教育の推進、3点目は家庭・地域社会の教育力の向上、4点目が文化芸術の振興、5点目が文化財の保護と活用、6点目が生涯スポーツの推進、そして最後の7点目が社会教育推進体制の充実になります。

2ページ、重点1生涯学習社会の実現では、大きく5つの項目を設定しています。1の生涯学習体制の整備というところでは、子どもから高齢者まで、誰もが生涯を通じて学び、豊かな生活を送ることができるように、効果的な事業や環境整備を進める体制づくりに取り組むこととしています。2の現代的・社会的課題に関する学習活動の推進では、その時々社会課題などに即した、例えば環境問題ですとかジェンダー平等、またICTですとかデジタル技術の活用などをテーマとした学習活動などの機会の提供を進めることとしています。3ページの(6)では、オンラインでの学習などデジタル技術

の活用について、コロナ禍ということもありましたけれども、今回新たに定めさせていただいた項目になります。そしてその下の3公民館活動の推進ですとか、4図書館活動の推進、そして5社会教育施設の充実など、社会教育活動の拠点での活動の充実を図ることとしています。4ページの4生涯学習を進める図書館活動の推進の(1)の3行目、こちらでは電子図書館の導入の検討について触れています。コロナ禍の中、非接触で図書が借りられるというオンライン上の図書システムということで、全国的に導入ケースが増えてきているものになります。こちらのほうもちょっと検討をしていきたいということで加えています。

5ページをご覧ください。重点2人権教育の推進ですけれども、2つの項目を設定しています。人権啓発活動を進める体制の充実とともに、市の人権教育啓発推進計画に基づきまして学習機会の充実を図ることとしています。

6ページ、重点3家庭・地域社会の教育力の向上では、教育の出発点であります家庭教育を支援する取組みを進めることとしています。青少年の健全な育成につながる取り組みですとか、公民館、地域のコミュニティ活動で各種学習活動を進めることによりまして地域全体の教育力の向上ですとか、地域全体の活性化を図ることとしています。7ページの3地域の教育力を高める学習活動の充実の1行目から2行目にかけて、公民館活動に加えまして、現在市で取り組んでいます「新たな地域コミュニティ」の活動と連動することで生涯学習活動を進める必要があるということ、今回新たに加えさせていただいています。

7ページの下段、重点4文化芸術の振興では、今般市の将来10年間の文化芸術施策のよりどころとなります、京丹後市文化芸術振興計画を初めて策定をいたしました。4月から施行されることに伴いまして、全面的にこの重点4のところは改定をいたしています。計画で掲げる理念を「文化芸術を楽しみ人が輝く京丹後」というふうに定めており、この実現に向けた3つの基本方針を計画の中で定めています。それについての説明を両括弧でさせてもらっているような状況になります。文化芸術活動機会の充実ですとか、人材の育成、そして活動環境の創出や整備、次世代への継承、情報発信、そして観光や産業への活用ということで、文化芸術活動を進めていくという重点項目にしています。

8ページの中段、重点5文化財の保護と活用というところでは、2つの項目を設定しています。こちら今年度京丹後市文化財保存活用地域計画を策定しましたので大きく改定をしています。計画の基本目標と基本方針を踏まえて、京丹後の多彩な歴史文化と文化財を「光」というふうに捉えてこの計画をつくっていきまして、その「光」に当たる

文化財、歴史文化などを保存、活用及び教育や観光、まちづくりなどに戦略的に活用するといったことをここで述べています。

そして10ページの重点6生涯スポーツの推進では、生涯にわたり楽しむことのできる生涯スポーツの推進、競技力の向上に向けた取組み、そしてスポーツ関連団体との連携、スポーツ施設の整備などを推進するということで定めています。またスポーツイベント等を観光資源として活用するスポーツ観光のまちづくりというところも、スポーツ推進計画に定めるところでもありますので進めることとしています。

最後に12ページ、重点7社会教育推進体制の充実ということで、社会教育関係の委員さんや、職員等の研修機会などを拡充して、社会教育事業の活性化と推進を図ることとしています。

かいつまんで話をさせてもらいましたが、令和5年度の社会教育推進の重点について御説明をさせていただきました。以上です。

<松本教育長>

議案第6号を説明させていただきました。

ここで暫時休憩します。

－休憩中－

<松本教育長>

休憩を閉じ、会議を再開します。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<引野教育次長>

提案したあとで大変申し訳ないのですが、2か所提案内容の訂正をお願いしたいと思います。

4ページの生涯学習を進める図書館活動の推進の中の、(1)電子図書館の導入等のところで、「検討」という言葉を入れさせてもらいたいと思います。例えば、導入検討等ということで提案内容の訂正をお願いしたいと思います。

それと、8ページの重点5のタイトル文化財の保護と活用のところを保存と活用とい

うことで、保護法の趣旨も踏まえて「保護」を「保存」という言葉に訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

<松本教育長>

大変申し訳ありませんでしたがその2点修正でよろしくお願いいたします。  
それを踏まえまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

<野木委員>

それぞれ端的で素晴らしいなと思います。

項目ごとに分かれています。ここは一緒に考えてもよいかと思うところが私の考えであったので、あえてそれを提案します。生涯学習を進める図書館活動の推進の中の(6)中央図書館の整備のところ、それは当然以前から検討されている部分です。その図書館をどうこれから求めていくのだという話の中に、私はその文化芸術振興計画というものが、7ページ以降に新たに含まれてきているわけで、特にハードの面ですが、私はこの文化芸術振興計画の考えで、図書館に併設するような形の捉え方でもよいかと思うのです。図書館の周りでそういった文化芸術を体験できるような。私の中では同じような感覚で見えるので、一応項目は分かれています。あえて図書館の計画をするときに文化芸術もこの中に組み入れてもよいかというふうに思っています。この提案を変えてほしいとか、どうかということではなくて、考えとしてそんな考えがあります。

<安達生涯学習課長>

ありがとうございます。確かに委員がおっしゃるとおりでして、例えば8ページの(3)の部分で、文化芸術活動をしやすくするための公共施設等の整備ですとか、施設間のネットワークを構築する。また、文化ホールのあり方や図書館の整備を検討する。という中で、図書館協議会の中でも、人が集う場所ですとか、文化芸術を発信するような場所としても併せた整理をというような御意見もいただいているところもありますので、併せて考えていけるようにしたいと思っています。

<松本教育長>

今後の都市拠点の進捗状況や規模感とか、そういうものとも関係してくるかと思えますけれども、一応つながりのあるものとして捉えていくという御意見をいただいたとい

うことです。ありがとうございます。

そのほか何かございませんか。

それではお諮りをします。

議案第6号「令和5年度「社会教育推進の重点」について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認とします。

<松本教育長>

次に、議案第7号「京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例等の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第7号「京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例等の一部改正について」を説明させていただきます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、子ども・子育て支援法の第72条から第76条が削除されたことに伴う条ずれ、同じく子ども・子育て支援法第19条の項の削除、そして学校教育法第25条の項の新設に伴う改正となります。

新旧対照表の1ページ目をご覧ください。京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例について、第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めます。

次に、2ページです。京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、第4条以降第52条までの条項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、第15条中「第25条」を「第25条第1項」に改めるものです。

次に、12ページです。京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例につきましては、第3条中「法第19条第1項」を「法第19条」に改めるものです。

なお、先ほど申しました特定教育・保育施設というのは、市町村の認定を受けたいわゆる保育所、幼稚園、認定こども園のことです。特定地域型保育事業というのは、主に待機児童解消のための、保育所よりも少人数の単位で0歳から2歳の乳幼児を保育する事業で、市町村の認可を得て実施することができるというものですが、現在まで京丹後市ではこの認可はございません。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第7号を説明させていただきました。

大きな内容の変化ではなく、条の変更、ずれというところですので、特に御意見、御質問等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第7号「京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例等の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第 8 号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第 8 号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を説明させていただきます。

児童福祉関係府省令の一部改正が令和 4 年 1 2 月 1 6 日に公布され、同日から施行されたことにより、所要の改正を行うものです。

改正内容は、関係府省令に基づき規定されておりました児童福祉施設の長の懲戒権の削除に伴う改正となります。

改正前の懲戒権の規定については、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があり、これまでも規定の削除を含む見直しが検討されていましたが、今回この規定を法のほうで削除するという改正が行われたものです。

新旧対照表の 1 ページをご覧ください。京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、第 1 4 条を省令の改正のとおり削除するものです。

なお、家庭的保育事業等とは、待機児童問題の解消を目的として、市町村の認可を得て実施することができる事業のことで、現在までに本市において認可はございません。

次に、2 ページをご覧ください。京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、第 2 6 条を削除するものです。

特定教育・保育施設や特定地域型保育事業につきましては、議案第 7 号のところで説明させていただいたとおりです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第 8 号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第8号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第9号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第9号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を説明させていただきます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和4年11月30日及び12月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、安全計画の策定や事業継続計画の策定、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の改正、衛生管理等感染症予防等措置の明確化、自動車を行う場合の所在の確認、児童見落とし防止装置の設置を、それぞれ明記するものです。

新旧対照表をご覧ください。初めに、京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例について、第7条中条項の整理及び保育所等の定義を規定することとします。第8条の2で安全計画の策定等を、第8条の3で自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を、第11条で他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、保育所等事業所の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童などの社会参加への支援が進むよう例外規定を設け、設備及び職員について兼ねることができる規定を、第15条で衛生管理等に関する規定を加えるものです。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしています。経過措置として、第8条の3第2項の規定については、令和6年3月31日までの経過措置期間を設けています。

なお、先ほども説明しましたが、家庭的保育事業というのは本市においては認可がありません。

次に、5ページの放課後児童クラブの運営に関する京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、第7条の2で安全計画の策定等、第7条の3で自動車を運行する場合の所在の確認、第13条の2で業務継続計画の策定等、第14条で衛生管理等に関する規定をそれぞれ加えるものです。

第7条の3自動車を運行する場合の利用者の所在を確実に把握するために、今後全ての送迎車両に置き去り防止のブザー等の装置を装着する予定としています。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしています。経過措置として、第7条の2の規定の適用については、令和6年3月31日までの経過措置期間を設けています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第9号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

今説明のあった補正というあたりの進捗状況を、子ども未来課長にお聞きしてもよいですか。

<蒲田子ども未来課長>

送迎車両の安全装置の設置につきましては、3月の補正予算で計上予定をしておいて、現在審査中にあります。来年度への繰り越しも含めて、令和5年の6月までに設置できますように準備を進めていく段取りをしているのが現在の状況です。

保育所、こども園の送迎車両につきましては義務化ということですので設置できますし、放課後児童クラブの送迎車両につきましても義務化ではありませんが、条例改正もありますけども今後設置をしていく方向で今準備を進めている段階です。

〈川村学校教育課長〉

併せまして学校のスクールバスの状況ですが、小学生は義務化ではありませんが、1年生とか低学年はそういった危険性もあるということで、同じように3月補正で小学校のスクールバスにブザー取付けの予算を要求しているところです。繰り越しも含めまして、6月末くらいまでの設置を予定しています。

中学生のスクールバスについては、京丹後市としてはブザー等の取付けは行わないという方針で進めています。以上です。

〈松本教育長〉

補足をさせていただきました。

〈安達委員〉

具体的に、ブザーというのは、誰がブザーを押すのですか。

〈蒲田子ども未来課長〉

詳細な機器につきましては、今後精査していきますけれども、現在考えている装置につきましては、車両の一番後ろに設置しまして、それを運転手が乗車児童の確認をした段階で、ブザーを押して置き去り防止がないというふうに確認するための装置でありますので、基本は運転手が押すというふうに考えています。

〈松本教育長〉

一切見ずに機械に頼るというのではなくて、人の目でも併せてチェックをしていくというような方向でのブザーの取付けということですね。

〈蒲田子ども未来課長〉

当然、現在も職員が中の確認はしてしまして、消毒も含めて徹底はしていますけれど

も、そこを補完するために改めて機会を設置しまして、より精度を高めるといいますか、確実にするためのものを考えています。

<安達委員>

大人が万が一忘れて出てしまっって子どもが残されて、子どもが押して「ここにいるよ」と知らせることもできるブザーなのですか。

<蒲田子ども未来課長>

この装置につきましては、運転手がエンジンを切って、仮にボタンを押さなければ、ずっとブザーが鳴り続けているという、解除するためのブザーなのです。子どもが押してブザーが鳴るという装置ではありませんが、今後そのような装置も出てくるかも分かりません。今、各業者から国のほうに届出をしている段階ですので、より有効な機械の設置を、短期間でありますけれども考えていきたいと思っています。

<松本教育長>

そのほか何かございますか。

それではお諮りします。

議案第9号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第10号「第2次京丹後市スポーツ推進計画の中間見直しに係る諮問につ

いて」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第10号「第2次京丹後市スポーツ推進計画の中間見直しに係る諮問について」を説明させていただきます。

平成30年3月に策定した「第2次京丹後市スポーツ推進計画」の計画期間については、平成30年度から令和9年度までの10年間となっています。計画では、計画に基づく施策の実施状況や成果等を適宜把握しながら目標の達成等について検証することとしており、5年を目途に計画の見直しを行うことを定めています。そのため、スポーツの推進に関する事項について調査及び審議する「京丹後市スポーツ推進審議会」に対し、本計画の見直しについて諮問したく、教育委員会の承認をお願いするものです。

予定としましては、御承認をいただきましたら、添付しております諮問案により今年度中に審議会へ諮問し、審議会にて今年度実施した市民アンケートの結果分析や、これまでのスポーツ推進施策や事業の進捗状況や評価等を踏まえ、また国や府の計画等も勘案して審議いただき、令和5年11月頃に答申をいただき、令和5年度末には見直し計画を策定する予定としています。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

<松本教育長>

議案第10号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第10号「第2次京丹後市スポーツ推進計画の中間見直しに係る諮問について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、報告第4号「京丹後市とKYOTO TANGO QUEENSとのスポーツを通じたまちづくりに関する連携協定締結について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<引野教育次長>

報告第4号「京丹後市とKYOTO TANGO QUEENSとのスポーツを通じたまちづくりに関する連携協定締結について」を説明させていただきます。

女子サッカーチーム「KYOTO TANGO QUEENS」は、日本女子サッカーリーグである「なでしこリーグ」の元選手である吉野有香氏が代表取締役を務める、株式会社ゆかサルが運営する女子サッカーチームです。代表の吉野氏が、京都府北部地域には中学生以上を対象とした女子サッカーチームがない状況を知り、是非この地域に女子サッカーチームをつくりたいという思いで設立され2020年から活動を始めておられます。

現在、所属選手は京丹後市民が10名、福知山市民が9名、舞鶴市民が5名となっており、本市居住者のほとんどが市外からの移住者となっているようです。また、昨年から関西女子リーグ2部に参戦され、上部リーグである「なでしこリーグ」参入を目標に活動されています。なお、昨シーズンのリーグでの成績は16チーム中11位でした。

協定締結に至る経緯ですが、KYOTO TANGO QUEENSさんは、地域に愛され応援してもらえるチームづくりを目指して、これまでから子どもたちを対象としたサッカー教室や地域のお祭りなどへの出店、福祉施設の方々との田植えなど積極的に地域に入られ地域を元気にする活動に取り組んでおられ、京丹後市と連携してさらに地域活動に取り組んでいきたいとの申出があり、市としましても本市を拠点になでしこリーグを目指して活動するチームを応援するとともに、KYOTO TANGO QUEENSとの連携が市のスポーツ振興に資すると考え連携協定を締結する運びとなったものです。

それでは協定書の案をご覧ください。目的は、第1条で、スポーツ等を通じた活動を

連携して進め、スポーツの振興と地域の活性化、市民の健康増進等を図ることとしています。

また、協力事項については、第2条で、(1) スポーツ等を通じた地域交流とまちの活性化に関する事、(2) 子どもの健全育成に関する事、(3) 地域住民の健康増進に関する事、(4) その他協定の目的を達成するために必要と認める事、としています。

第6条で本協定の有効期間は1年間とし、解約等の申出がない限り、1年間ずつ更新することとしています。

なお、連携協定の締結式を、明日2月15日に峰山庁舎で行うこととしています。

以上、報告とさせていただきます。

<松本教育長>

報告第4号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

このチームにはスポンサーがいらっしゃるのでしょうか。プロじゃないですよね。そのあたりの情報をもっていないので教えてください。

<安達生涯学習課長>

そうですねスポンサーというのが地元の企業さんを中心に協力される協賛企業さんというものが多くあります。そういったところで活動を応援していただきながらリーグに参戦しておられます。関西リーグですので遠征なども多いです。なかなかこの北部ではそういった公式の試合ができるところがないということですので、だいたい遠征が主になってくるというふうにおっしゃっています。確かにプロのチームではないということです。

<野木委員>

京丹後市として連携協定をするということですが、例えば練習場所を無償で提供するとか、ウインウインの関係で連携していくということなのではないでしょうか。

<安達生涯学習課長>

はい。今回の協定の締結について予算が必要になるということはないです。例えば先ほどありましたようなサッカー教室ですとか、代表の吉野さんという方が講演などもできる方だと聞いています。そういった経験もおありだということで、中学生ぐらいを対象にしたスポーツを通じて夢とか希望とか努力することみたいな講演をするようなことも是非やりたいとおっしゃっており、そういったことに関しては全てボランティアでできますというふうにおっしゃっておられます。

特に今回の連携協定締結によつての市からの予算支出というのは考えていません。

<野木委員>

ありがとうございます。是非こういった連携協定がもっと広くできるように、一つの切り口として素晴らしいと思っています。そこで、彼女たちもいわゆるスポンサーの企業さんもいる中で、全てがボランティアじゃなくて有償でもよいので彼女たちにも何か、お給料じゃないですけども何かお金が入ってくるような形ででも支援ができればよいかな。それは民間企業の役割かも知れませんが、全てがボランティアでというふうなことは言わないほうがよいかかと、これ私の考えです。

<松本教育長>

ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問ございますか。

次に、本日追加議案1件と報告1件を準備しています。

続きまして、会議の非公開についてお諮りします。

議案第11号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、報告第5号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第11号及び報告第5号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第11号について同意)

(非公開部分省略 報告第5号について報告)

<松本教育長>

これより会議を公開とします。

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

<松本教育長>

ないようでしたら、以上で第3回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦  
労さまでした。

<閉会 午後0時00分>

[ 3月定例会 令和5年3月1日(水) 午後5時00分から ]